

下関市子ども・子育て支援事業計画の構成（案）

構成案	子ども・子育て支援法、基本指針の根拠		次世代育成支援行動計画継承	
第1章 計画の概要 1 計画の目的	第三 一	1	法の基本理念及び基本指針の子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえる	第1章 計画の概要
2 計画の性格・位置付け 3 計画の期間 平成27年～平成31年	法律 61条		基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。	次世代育成支援行動計画を継承する計画である
4 策定の方法				
第2章 子どもと家庭の状況 1 少子化の状況 2 家庭の状況 3 保育所及び幼稚園などの状況 4 放課後児童クラブの状況 5 調査結果による事業の利用状況及び利用希望				第2章 子どもと家庭の状況
第3章 次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価 1 基本目標ごとの評価 2 課題	第三 一	1	・次世代育成支援対策推進法に基づき作成する地域行動計画に記載して実施している次世代育成支援対策に係る分析、評価を行うこと。	第3章 前期計画の取組と課題
第4章 計画の基本的な考え方 1 計画の基本理念 2 計画の視点 3 計画の目指す姿 4 計画の基本目標 5 計画の体系				第4章 計画の基本的な考え方

構成案	子ども・子育て支援法、基本指針の根拠			次世代育成支援行動計画継承
第5章 量の見込みと確保の内容 1 教育・保育提供区域の設定	第三 二	1	必須記載事項 教育・保育提供区域の設定に関する事項	第6章 計画の目標事業量及び成果指標
2 幼児期の学校教育・保育の区域ごとの見込量と確保の内容	第三 二	2	必須記載事項 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項	
3 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の内容	第三 二	3	必須記載事項 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項	
4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保	第三 二	4	必須記載事項 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項	
第6章 基本施策と取組 1 みんなが育つ環境づくり				第5章 計画の基本施策 基本目標Ⅰ みんなが育つ環境づくり 基本目標Ⅱ すべての子育て家庭を支える環境づくり 基本目標Ⅲ 子育てと仕事の両立を応援する環境づくり 基本目標Ⅳ 安心して生活できる環境づくり
2 すべての子育て家庭を支える環境づくり	第三 三	2	任意記載事項 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項	
3 子育てと仕事の両立を応援する環境づくり	第三 三	1	任意記載事項 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項	
	第三 三	3	任意記載事項 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	
4 安心して生活できる環境づくり				
第7章 計画の推進				第7章 計画の推進体制